

「Go To トラベル キャンペーン」登録施設が実施すべき要件について

「Go To トラベル キャンペーン」の割引をお客様に受けて頂くため、国の方針によりチェックイン時において以下の項目の実施を行わせていただくこととなりました。ご利用いただくお客様には衛生管理を徹底し、安心・安全な環境をご提供させていただけるよう努めておりますので、お客様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 宿泊者全員に検温と本人確認（宿泊者全員）を実施させていただきます。
※本人確認は公的な証明書（運転免許証、保険証、パスポートなど）で行わせていただきます。
2. 検温を実施し 37.5 度以上の発熱が認められた、また風邪の症状が疑わしい場合は当館スタッフにて聞き取りを行わせていただき、場合によってはその後一時的に客室にて待機していただき最寄りの保健所の指示を仰ぎ、適切な対応を取らせていただきます。
3. 大浴場やレストランなどの共用スペースでは混雑状況によっては人数、時間などの制限をお客様にお願いする場合がございます。
4. エレベーターや休憩室、レストランなどの共用スペースの消毒・換気をさせていただきます。
5. 宿泊されるお客様に「旅行者が遵守すべき事項」を周知徹底しています。
6. 宿泊されるお客様に「若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましいこと。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきこと」を周知徹底しています。
7. その他として、チェックイン時における 3 密を避けるため、事前に御芳名簿と健康状況等の確認書を送付させていただいております。お手数ですが、ご記入いただき当日ご持参くださいますよう宜しくお願いいたします。

「観光庁より、Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ」

～下記の【GoTo トラベルのご利用に当たっての遵守事項】を必ずご一読ください～

・Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。

・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

1. 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は接触確認アプリのご利用をお願いします。

2. 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

3. 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっております。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施しますので、免許証などの書類を持参してください（※別紙参照）。お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。居住地の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もごございます。

4. 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただき、保健所の指示を仰ぐこととなります。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従ってください。

5. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なお旅行をお願いします。